

広島県告示第百四十三号

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）第十条の二の規定によつて、知事が設定する水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を次のように定め、平成十六年広島県告示第九百十七号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）は、廃止する。

令和四年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

港湾名	地区名	施設名	制限区域	摘要
広島港	海田地区	海田マイナス七・五メートル岸壁	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域	<p>1 制限区域は、国際埠頭施設の前面の泊地である国際水域施設を対象とする。</p> <p>2 制限区域の「別図」は省略し、その図面を広島県土木建築局港湾振興課、関係する建設事務所（所管する港湾に係る図面に限る。）及び広島港湾振興事務所（広島港に係る図面に限る。）において、縦覧に供する。</p>
		海田マイナス五・五メートル岸壁	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	
	仁保地区	マツダ仁保Bバース施設	岸壁から沖合六五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	
		宇品外貿埠頭岸壁	岸壁から沖合六五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	
	出島地区	出島東二号岸壁	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	
		出島マイナス一四メートル岸壁	岸壁から沖合六五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	
	坂地区	内外輸送（株）棧橋	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	
		五日市地区	五日市マイナス一メートル岸壁・マイナス一二メートル岸壁	
	廿日市地区	昭南岸壁	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	
		広島ガスドルフィン	岸壁から沖合一四〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域	
尾道系 崎港	機織地区	南松永西岸壁	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	

										福山港						
鋼管地区					箕島地区			一文字地区		沖浦地区		貝野地区	糸崎地区			
⑤	①、②、③、④及び	J F E 成品バース (K)	J F E 原料バース (S)	J F E 原料バース (F)	J F E 原料バース (N)	J F E 原料バース (E)	J F E 原料バース (A、B、L及びM)	中国製鋼岸壁	箕島三号岸壁	箕島二号岸壁	一文字岸壁	沖浦東岸壁	沖浦西岸壁	貝野岸壁	糸崎二号岸壁	糸崎一号岸壁
の別図に示す水域	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合七五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合八五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域

鹿川港	竹原港						
大矢地区	竹原地区	箕沖地区					
業所第三棧橋	エム・シー・ターミナル株式会社鹿川事業所	電源開発(株)ドルフィン	箕沖マイナス10メートル岸壁NO.2	箕沖マイナス10メートル岸壁NO.1	JFE原料ベース(輸入) (G及びH)	JFE成品ベース(国内二一二四)	JFE成品ベース(国内二一二三)
の別図に示す水域	岸壁から沖合七五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合七〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域